

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

第2期武雄市まち・ひと・しごと創生推進計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

佐賀県武雄市

3 地域再生計画の区域

佐賀県武雄市の全域

4 地域再生計画の目標

【地域の現状】

（地理的及び自然的特性）

武雄市は、佐賀県の西部に位置し、低山と盆地と川沿いの平地が入り組む地勢である。北部の本市最高峰八幡岳（764m）、南部の杵島山、東部の鬼の鼻山及び西部の黒髪山、神六山に囲まれた地形で、西部が高くなっており、山間、山麓、平坦と複雑な地形をなしている。北西部は、若木町、武内町、山内町の小盆地を形成し、その中央に松浦川が北流し、南部は、六角川が西川登町から細長く東に伸び、橘町、北方町の平坦部を流れている。また、西川登町小田志地区には、塩田川水系小田志川が流れている。橘町から朝日町、北方町にかけての平坦部は、本市の穀倉地帯であるが、六角川が屈曲し潮の逆流と緩やかな河床勾配により、降雨時における災害常襲地帯となっている。市城南東部及び西部の盆地に人口が集中し、他の地域は山地である。

地質は、河川沿岸が新紀沖積層から、山岳部は輝石安山岩、玄武岩、その他は第3紀層からなっており、丘陵地帯における第3紀層をおおった玄武岩地帯では地すべりの危険をはらんでいる。

（産業）

市における農業経営は、基幹作物である米、麦、大豆を中心に、きゅうり、いちご、チンゲンサイ等の施設園芸及び畜産との複合経営が主流となっている。

しかし、近年の少子高齢化による担い手減少の影響を受けており、農林業センサスによる調査では 2005（平成 17）年には 3,404 戸だった農家戸数が、2020（令和 2）年には 1,079 戸と約 7 割減少している。

また、本市は、観光地としても知られており、美肌の湯で有名な武雄温泉、四季折々の景観並びに食や焼き物等の様々イベントが開催されている。近年の本市の観光入込客数は、新型コロナウイルス感染症の影響により 2021（令和 3）年は 110 万人に落ち込んだものの、西九州新幹線が開業した 2022（令和 4）年 145 万人、2023（令和 5）年は 153 万人と増加傾向となっている。

（人口）

本市の人口は、1950（昭和 25）年の 70,929 人をピークに減少に転じ、その後 1975（昭和 50）年まで人口減少が続き 52,041 人まで落ち込んだ。特に旧北方町での人口減少が著しく、これは昭和 30～40 年代の相次ぐ炭鉱山の閉鎖の影響によるものと推測される。

昭和 50 年代に、一時的に 54,319 人にまで増加したが、それ以降は再び減少に転じ、2020（令和 2）年の国勢調査では、47,914 人とピーク時の約 7 割まで減少した。国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、今後も減少傾向は続き、2050（令和 32）年には 36,556 人にまで減少すると見込まれている。

内訳をみると若年人口と生産年齢人口が 1985（昭和 60）年の 46,727 人から 2020（令和 2）年の 32,764 人と減少が進んでいる一方、老年人口は、1985（昭和 60）年の 7,592 人から 2020（令和 2）年の 15,150 人と増え続けており、現状では少子高齢化と人口減少がゆるやかに進行している。今後、老年人口が減少に転じる 2025（令和 7）年以降は、本格的な人口減少時代を迎える見込みである。

自然動態をみると、出生数は 1975（昭和 50）年の 815 人から 2023（令和 5）年の 323 人に減少している。一方で、死亡数は 1975（昭和 50）年の 468 人から 2023（令和 5）年の 652 人に増加しており、2023（令和 5）年の自然増減は▲329 人となっている。

社会動態をみると、転入者が転出者を上回る社会減の状態が概ね続いているが、2018（平成 30）年と 2023（令和 5）年には社会増となっており、2018（平成 30）年の出入国管理法が改正されたことによる外国人人口の増加や 2022（令

和 4) 年の西九州新幹線開業などが影響していると考えられる。また、高校卒業後の転出超過に対する、大学卒業後の就職等による転入超過は 5 分の 1 程度に留まり、生産年齢層の人口流出が深刻化している。

(令和元年・令和 3 年大雨災害)

地理的及び自然的特性として記載したような環境から、これまでも大雨、暴風雨、地すべり等による風水害の被害を数多く受けてきており、地盤災害防止対策や河川、ため池施設の整備等を進めてきた。また、地域住民による防災力を強化するため、防災減災知識の普及啓発に努めるとともに、危機管理体制の強化や防災情報に関する情報伝達手段の充実も行ってきた。

しかしながら、2019 (令和元) 年 8 月、2021 (令和 3) 年 8 月と 2 年経たずに大雨による災害に見舞われた。2021 (令和 3) 年 8 月の大雨では、総降雨量は 2019 (令和元) 年 8 月豪雨の約 3 倍となり、2019 (令和元) 年 8 月豪雨を上回る 1,762 件の床上・床下浸水の住宅被害を受け、道路・河川被害、農林業被害、商工業被害等の被害総額は約 119 億 3,771 万円を超える被害となった。災害が続くと、人口流出や廃業に繋がる可能性がある。

【地域の課題】

少子高齢化及び人口減少が、経済へ与える影響は大きく、地域社会の様々な基盤の維持を困難にしていく。そのため、少子高齢化及び人口減少に歯止めをかける取り組みの強化が必要であるとともに、今後ある程度の少子高齢化及び人口減少は避けられないことを前提に、効率的かつ効果的で持続可能な地域社会の構築のため、人口、経済、地域社会の課題解決及び地域活性化に対して一体的に取り組むことが重要である。

【目標】

上記の課題に対応するため、今後もある程度の少子高齢化及び人口減少は避けられないことを前提に、効率的かつ持続可能な地域社会を構築し、人口、経済、地域社会の課題解決及び地域活性化に対して一体的に取り組むことが重要である。

なお、これらに取り組むにあたっては、次の事項を本計画期間における基本目標として掲げ、目標の達成を図る。

- ・基本目標① 安心して暮らせるまちをつくる
- ・基本目標② 働きがいのあるまちをつくる

- ・基本目標③ 成長を支えるまちをつくる
- ・基本目標④ 交流しにぎわうまちをつくる
- ・基本目標⑤ 未来へ続くまちをつくる

【数値目標】

５－２の ①に掲げ る事業	K P I	現状値 (計画開始時点)	目標値 (2029年度)	達成に寄与する 地方版総合戦略 の基本目標
ア	武雄市は住みやすいと回答した人の割合	71.8%	80.0%	基本目標①
イ	就職件数	1,746人	2,000人	基本目標②
ウ	年少人口率	13.05%	13.30%	基本目標③
エ	観光客数	153万人	200万人	基本目標④
オ	社会増減数	76人	100人	基本目標⑤

５ 地域再生を図るために行う事業

５－１ 全体の概要

５－２のとおり。

５－２ 第５章の特別の措置を適用して行う事業

- まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する
特例（内閣府）：【Ａ２００７】

① 事業の名称

第２期武雄市まち・ひと・しごと創生推進事業

ア 安心して暮らせるまちをつくる事業

イ 働きがいのあるまちをつくる事業

ウ 成長を支えるまちをつくる事業

エ 交流しにぎわうまちをつくる事業

オ 未来へ続くまちをつくる事業

② 事業の内容

ア 安心して暮らせるまちをつくる事業

災害への備えや住環境の整備、福祉サービスの充実等を通じて、市民が安全安心に暮らせる生活基盤を構築する事業。

【具体的な事業】

- ・治水対策事業
 - ・地域防災力向上事業
 - ・健康、生きがいづくり推進事業
- 等

イ 働きがいのあるまちをつくる事業

地場産業の振興、人材育成の強化、多様な働き方の支援等を通じて、市民の経済的な安定と発展を促進する事業。

【具体的な事業】

- ・ 企業誘致推進事業
- ・ 中小企業、創業支援事業
- ・ 農林業振興事業

ウ 成長を支えるまちをつくる事業

子育て支援の充実や教育環境の整備、文化・スポーツの振興等を通じて、こどもから大人までの、成長と自己実現を支える事業。

【具体的な事業】

- ・子育て、家庭支援事業
 - ・多様な学び支援事業
 - ・文化、スポーツ振興事業
- 等

エ 交流しにぎわうまちをつくる事業

観光資源の活用や魅力的な情報発信、多文化共生の推進等を通じて、まちに交流とにぎわいを創出する事業。

【具体的な事業】

- ・情報発信事業

- ・男女共同参画推進
- ・多文化共生推進事業 等

オ 未来へ続くまちをつくる事業

地域資源を最大限に活かしたまちづくりや公共交通の維持、自然環境の保全等を通じて、魅力ある誇れるまちを次世代へ受け継ぐ事業。

【具体的な事業】

- ・公共交通整備事業
- ・移住定住促進事業
- ・ゼロカーボン推進事業 等

※なお、詳細は第3期武雄市まち・ひと・しごと創生総合戦略のとおり。

③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4の【数値目標】に同じ。

④ 寄附の金額の目安

500,000千円（2025年度～2029年度累計）

⑤ 事業の評価の方法（PDCAサイクル）

毎年度5月に外部有識者等が参画した武雄市人口減少対策会議による効果検証を行い、検証後速やかに武雄市公式WEBサイト上で公表する。

⑥ 事業実施期間

2025年4月1日から2030年3月31日まで

6 計画期間

2025年4月1日から2030年3月31日まで